

第13次富山県鳥獣保護管理事業計画

令和4年3月



目 次

頁

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

1	基本的な考え方	1
2	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	2
3	県及び市町村、事業者、市民等の役割	3
4	関係主体の連携	5

II 計画内容

第1	計画の期間	7
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	
1	鳥獣保護区の指定	7
2	特別保護地区の指定	11
3	休猟区の指定	13
4	鳥獣保護区の整備等	16
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	
1	鳥獣の人工増殖	17
2	放鳥獣	17
第4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
1	許可基準に係る共通事項	19
2	目的別の捕獲等許可の基準	21
2-1	学術研究を目的とする場合	21
2-2	鳥獣の保護を目的とする場合	22
2-3	鳥獣の管理を目的とする場合	22
2-4	その他特別の事由の場合	28
3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関連する事項	28
3-1	捕獲許可した者への指導	28
3-2	許可権限の市町村長への委譲	29
3-3	鳥獣の飼養の適正化	30
3-4	販売禁止鳥獣等	30
3-5	住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	30
第5	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項	
1	特定猟具使用禁止区域の指定	31
2	特定猟具使用制限区域の指定	33
3	猟区の設定	34
4	指定猟法禁止区域の指定	34

第6	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	35
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	35
3	計画の期間	36
4	対象区域	36
5	関係都道府県との連携	36
6	実施計画の作成	36
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	37
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	
1	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	38
2	鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	39
3	新たな技術の研究開発・普及	39
第8	鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	
1	鳥獣行政担当職員	41
2	鳥獣保護管理協力員	42
3	保護及び管理の担い手の育成	42
4	鳥獣保護センター等の設置	43
5	取締り	44
6	必要な財源の確保	44
第9	その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項	
1	傷病鳥獣救護の基本的な対応	45
2	油等による汚染に伴う救護体制	45
3	感染症への対応	45
4	普及啓発	46

第13次富山県鳥獣保護管理事業計画

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素のひとつであり、国民の暮らしを豊かにするものであると同時に、県民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。本県は、高度に経済が発達しながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有しており、このような豊かな生物の多様性を将来にわたって保全していくことが求められる。現在、我が国では、絶滅のおそれがある鳥獣が存在する一方、生息数の増加や生息地の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣も存在する。また、近年は野生鳥獣に関する感染症への積極的な対応も求められるなど、人と鳥獣との適切な関係の構築を通じて、両者の軋轢の最小化を図り、これらの問題の解決を目指すことが求められている。我が国における鳥獣の科学的・計画的な保護管理は、平成11年の鳥獣保護法改正によって創設された特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）制度に基づき、実施されてきた。特定計画の多くは、個体群管理等を目的としたものとして、一定の成果を上げてきたが、鳥獣によっては、農林水産業や生活環境、生態系に係る被害が深刻な状況にある。全国的に人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に人間活動が縮小していく中で、これらの鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。

特に、ニホンジカやイノシシ等においては、急速な生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産業や生活環境の被害、生態系への深刻な影響が続いている。

このため、環境省と農林水産省では、平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和5年度までに平成23年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減することを目標として掲げた。また、両省が平成26年4月に示した「被害対策強化の考え方」において、10年後（令和5年度）までに、ニホンザルは加害群の数の半減、カワウは被害を与える個体生息数の半減を目指すことを目標とし、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含めて取り組むこととされた。

また、平成26年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）」に改められるとともに、鳥獣の「保護」及び「管理」が法律上で定義された。特定計画が、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理され、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥獣については積極的に捕獲を進め、生息状況を適正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」のための施策を強化することとされた。これにより、本県においても第11次計画を平成27年5月に変更したところである。

なお、この計画では、鳥獣保護管理法に基づき、「鳥獣の保護」とは「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」、「鳥獣の管理」とは「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義して使用する。

※この鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理法第4条の規定により、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（令和3年環境省告示第69号。以下「基本指針」という。）に即して、本県が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する全般的な計画を定めるものである。

2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

次の区分に応じて、きめ細やかな鳥獣の保護及び管理を進める。

(1) 希少鳥獣

① 対象種

希少鳥獣は、本県のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の保護及び管理については国が県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

本県において過度の捕獲や採取が懸念されいながら国による保護の対象となっていない野生動植物については、捕獲の規制等を定める「富山県希少野生動植物保護条例」を平成26年度に制定している。また、過度の捕獲や採取による絶滅等が危惧される指定希少野生動植物について、条例に基づき富山県希少野生動植物保護監視員による違法捕獲の監視や指導等を行う。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

狩猟鳥獣は、環境大臣が、狩猟の対象となり得ると認められるもので狩猟鳥獣とした場合に、鳥獣の保護、生物多様性の確保、社会的・経済的、いずれの観点でも著しい影響を及ぼさないものとする。

② 保護及び管理の考え方

県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

外来鳥獣は、県内に本来生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、県内に生息地を有しているが、過去あるいは現在の自然分布域を超えて他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

② 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び有害鳥獣被害防止の目的での捕獲を推進しその被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

指定管理鳥獣は、イノシシ及びニホンジカとする。

② 管理の考え方

地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進するため、生息分布域に関する調査や個体数推定等に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

事業の実施に際しては、市町村と連携した捕獲を行うとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定している市町村については、その捕獲対策との整合も図る。

また、第二種特定鳥獣管理計画*を策定し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目

標達成状況の評価に努めるとともに、猟期の延長など狩猟の規制緩和を行う。

※特定鳥獣保護管理計画とは

野生鳥獣と人との軋轢を解消するためには、科学的なデータに基づく鳥獣保護管理事業を計画的に実施する必要があることから、この軋轢を解消するとともに長期的な観点から野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として、特定鳥獣保護管理計画制度が定められている。これは、科学的で計画的な鳥獣の保護又は管理に係る中長期的な目標や対策を設定する任意の計画で、次の4種類がある。

(第1表)

都道府県知事が策定するもの		環境大臣が策定するもの	
第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画	希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画	国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣）の保護に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣（特定希少鳥獣）の管理に関する計画

(5) 一般鳥獣

① 対象種

一般鳥獣は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

特に、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護又は管理を図る。

3 県及び市町村、事業者、市民等の役割

(1) 県の役割

県は、国の基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を策定し、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示す。さらに、この計画に基づき、鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理協力員の資質向上を含めた人材の育成・配置を行うとともに、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行い、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援などを行う。

必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を策定し、対象とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定するとともに、達成状況の評価し、計画等の見直しを行う。県内において、各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。

特に、指定管理鳥獣の管理については、県が主体的な役割を担う。県は、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、生息数の推定等によって指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定するとともに、実施計画の目標達成のために必要な捕獲等事業を積極的に実施する。さらに、捕獲数、生息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努めるとともに、複数の都道府県にまたがって広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たっては、関係する都道府県との連携の確保に努める。

市町村が鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害防止計画がこの計画並びに第一種特定鳥

獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）との整合が取れたものであるかを確認するとともに、市町村が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合には、関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連携に一層努める。

野生鳥獣に関する感染症への対応として、野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査を始め、関係部局と連携したサーベイランス等の対策を実施する。

（２）市町村の役割

鳥獣の捕獲許可の権限等を委譲*された市町村は、この計画に基づき、適切な捕獲許可等の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村は、県及び近隣市町村と連携し、被害防止計画に基づく施策を実施する。具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に県に報告する。

※鳥獣の捕獲許可の権限等の委譲とは

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により市町村に委譲している鳥獣の捕獲許可や飼養登録、販売禁止鳥獣等販売などに係る権限

（３）事業者の役割

事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。また、特に、認定鳥獣捕獲等事業者を始めとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確実にを行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するとともに、農林水産業に関わる事業者においては、鳥獣を誘引する未収穫農作物の除去等、地域の被害防止活動への積極的な参画に努める。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の保護及び管理に影響を与えるような餌付け等の行為を控えることとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも資する自然体験活動の普及及び定着に努める。

（４）市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等の役割

市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。

専門的な知識及び技術等を有している団体、自然とのふれあいに関する民間団体等は、各団体の専門性等に応じて、調査活動を始めた鳥獣の保護及び管理に関わる活動への参画、評価、提言、普及啓発、人材育成を行うことにより、行政と市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うとともに、鳥獣の保護及び管理に係る技術の開発及び普及を図ることが期待される。

また、近年、狩猟者は、鳥獣被害対策等への協力も含め、地域における鳥獣の保護及び管理の担い手として重要な役割を果たしてきている。このため、地域社会としても狩猟者の社会的役割を理解し、支援していくことが求められる。

4 関係主体の連携

(1) 機関・団体の横断的な連携

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、県、市町村、市民、事業者、民間団体（NPO、NGO）、専門家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、富山県自然保護課は、県内の他の関係行政部局、地方公共団体、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担うとともに、都道府県や市町村をまたぐ広域的な連携の確保に努める。

特に、捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大等が生じないように、隣接する県間や市町村間で、情報と取組方針の共有を図る。

(2) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

これまで、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲は、平成26年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲と、個別の被害を防止する目的での捕獲とでは、求められる体制は異なる。特に、指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制、市町村が行う捕獲体制は、第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要がある。これまで十分な捕獲圧がなかった山林の奥地等の地域において、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択や体制の構築を行う必要がある。

市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲隊について、隊員数が増加している地域はあるものの、全体としては横ばい傾向にあり、隊員の高齢化が進んでいる。隊員の選定等については、意欲と能力を有する多様な人材を選定する、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成する、農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、クマやイノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応にあっては、求められる迅速性や技術力は高く、対応できる者の配置や連絡体制、対応方針の決定方法等を予め計画的に準備しておく必要がある。市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、県及び市町村は、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。

(3) 市街地等に出没する鳥獣への対応

近年、クマやイノシシ、ニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群を安定的に維持していくためには、鳥獣の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した管理目標のもとで施策等を実施していくゾーニング管理に取り組むことが重要である。

市街地等への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、市街地等への出没の可能性を検知するためにICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、クマなどの鳥獣が市街地等に出没した場合には、迅速な対応や高い技術力が求められる。出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、県及び市町村が中心となり、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要がある。

さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることか

ら、県及び市町村は、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。また、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と市民への普及啓発も併せて検討する必要がある。

Ⅱ 計画内容

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

第12次計画終了までに、鳥獣保護区は、国指定1箇所64,819ha、県指定39箇所42,663ha、合計40箇所107,482haを指定した。これは、本県の県土面積(424,761ha)の25.3%を占めており(海上指定面積6,854haを除くと23.7%)、指定率としては全国上位となっている。

鳥獣保護区の指定に当たっては、その区域内において生息する鳥獣の種類、生息数を勘案して、鳥獣の保護繁殖上重要と認められる区域を指定する。

また、区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域を利害関係者等の意見調整を図りながら実施するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置する。

なお、イノシシ等の自然環境被害や農林業被害等を発生させている野生鳥獣については、鳥獣保護区においても許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施等する。

② 指定区分ごとの方針

(第2表)

指定区分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林を主な生息場所とする鳥獣を保護するため、県立自然公園に指定され、良好な生息環境を保持している地域について指定する。
大規模生息地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地やその経路にある湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。
集団繁殖地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
希少鳥獣生息地の保護区	県レッドデータブックに掲載されているイヌワシ、クマタカ等猛禽類を始めとする鳥獣その他絶滅のおそれのある鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要がある地域について指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地等において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

(2) 鳥獣保護区指定計画

- ① 鳥獣保護区指定計画 (第3表)
- ② 既指定鳥獣保護区変更計画 (第4表)

既指定鳥獣保護区変更計画

(第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
4	渡	黒部川河口	期間更新	68	0	68	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで		
	渡	神通川河口	期間更新	75	0	75			
		2箇所		143	0	143			
5	森	上市	期間更新	630	0	630	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで		
	身	二上山	期間更新	684	0	684			
	身	増山	期間更新	372	0	372			
	身	庄川下流	期間更新	88	0	88			
		4箇所		1,774	0	1,774			
6	身	呉羽山	期間更新	450	0	450	令和6年11月1日から 令和16年10月31日まで		
	森	南蟹谷	期間更新	1,070	0	1,070			
	森	縄ヶ池	期間更新	625	0	625			
	森	東福寺	期間更新	180	0	180			
	身	ねいの里	期間更新	50	0	50			
	森	宮島峡	期間更新	614	0	614			
		6箇所		2,989	0	2,989			
7	森	有峰	期間更新	7,500	0	7,500	令和7年11月1日から 令和17年10月31日まで		
	身	吉峰	期間更新	70	0	70			
	身	高岡古城公園	期間更新	23	0	23			
	森	桜ヶ池	期間更新	130	0	130			
		4箇所		7,723	0	7,723			
8	森	城山	期間更新	293	0	293	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで		
	森	大平	期間更新	2,274	0	2,274			国有林
	森	大笠	期間更新	1,653	0	1,653			国有林
	森	小口川	期間更新	1,871	0	1,871			国有林
	渡	氷見海岸	期間更新	6,905	0	6,905			
	森	利賀	期間更新	1,100	0	1,100			
	森	座主坊	期間更新	450	0	450			
	森	白木峰・金剛堂山	期間更新	5,650	0	5,650			国有林
	森	奥神通	期間更新	460	0	460			
	森	奥五位	期間更新	79	0	79			
	森	医王山	期間更新	1,690	0	1,690			
	渡	常願寺川河口	期間更新	52	0	52			
		12箇所		22,477	0	22,477			
合計		28箇所		35,106	0	35,106			

森：森林鳥獣生息地の保護区 渡：集団渡来地の保護区 希：希少鳥獣生息地の保護区
 身：身近な鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全が極めて重要であることから、鳥獣保護区の区域内で特に必要があると認める区域を、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

第12次計画終了時までには、特別保護地区は、国指定1箇所13,729ha、県指定9箇所2,446ha、合計10箇所16,175haを指定した。この鳥獣保護区に対する特別保護地区の面積比率は、国指定21.2%、県指定5.7%、全体で15.0%となっている。

特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内において生息する鳥獣の種類、イヌワシ等の希少鳥獣生息地等を勘案して鳥獣の保護繁殖上、特に重要と認められる区域を指定する。

なお、指定や拡大に当たっては、事前調査による必要性の確保、利害関係者等の意見調整を図りながら実施する。

② 指定区分ごとの方針

(第5表)

指定区分	方針
森林鳥獣生息地の保護区	森林地域において、特に保護繁殖を図る必要がある地域のうち、県立自然公園などで非常に良好な生息環境を保持している地域について指定する。
大規模生息地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
集団渡来地の保護区	渡来する鳥類の経路や越冬地となっている中核的地区について指定する。
集団繁殖地の保護区	本県には、該当地区がないことから指定しない。
希少鳥獣生息地の保護区	イヌワシなど絶滅のおそれがある猛禽類の営巣環境の保護を図る必要がある地域について指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路として特に重要な地域について指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	県民に野鳥観察の場として親しまれている公園や河川敷など、都市近郊の鳥獣生息適地において特に必要と認められる箇所について指定を検討する。

(2) 特別保護地区指定計画 (第6表・第7表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区*		特別保護指定区域**		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
5	身	二上山	684	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで	164	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで			
		1箇所	684		164				
6	森	縄ヶ池	625	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	100	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで			
		ねいの里	50		13				
		2箇所	675		113				
7	森	有峰	7,500	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	760	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで			
		吉峰	70		25				
		2箇所	7,570		785				
8	森	大笠	1,653	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで	230	令和8年11月1日から令和18年10月31日まで			国有林
		氷見海岸	6,905		1				
		森 白木峰・金剛堂山	1,150		1,150				国有林
計		3箇所	9,708		1,381				
合計		8箇所	18,637		2,443				

森：森林性鳥獣生息地の保護区 渡：集団渡来地の保護区 希：希少鳥獣生息地の保護区
 身：身近な鳥獣生息地の保護区

* 特別保護地区 鳥獣保護区内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域であり、原則として建築物その他の工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採等が規制される。

** 特別保護指定区域 特別保護地区内の特に必要があると認める区域であり、撮影、録画、野外レクリエーション等の鳥獣の保護に影響するおそれのある行為を規制することができる。

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

(1) 方針

① 指定地区選定の考え方

休猟区は、県内の各地域において、狩猟鳥獣が適正な生息数を維持できるように指定する。指定については不均衡な配置にならないよう留意しながら、おおむね可猟地の3分の1程度の面積を指定するよう努める。

ただし、都市化の進展や各種の開発行為等により、可猟地面積が減少してきているので、地域の実態に合わせて調整を行う。

なお、指定時には、農林水産業関係者、住民等に理解を得られるよう努める。

② 休猟区的面積及び分布について

ア 面積規模は、鳥獣の繁殖効果及び休猟区の維持管理を考慮して、1箇所あたり1,500ha以上となるように努める。

イ 指定に当たっては、鳥獣保護区と隣接させるなど、相乗効果についても配慮する。

ウ 増殖を目的とする対象鳥獣は、主にキジとする。

エ 区域は、原則として、現地で区界が明瞭にわかるように河川、海岸線、尾根、道路、鉄道等を境界とする。

③ 指定期間について

指定の期間は、原則として3年間とする。

④ 特例休猟区について

第二種特定鳥獣かつ狩猟鳥獣である鳥獣により農林業被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる地域について、特例休猟区（第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために必要と認める場合、当

該計画の対象地域内の休猟区において、当該計画の対象鳥獣を狩猟により捕獲ができる区域)の指定を検討する。

- (2) 休猟区指定計画 (第8表)
- (3) 特例休猟区指定計画 (第9表)

休猟区指定計画

(第8表)

年度	指定所在地(旧市町村)	名称	指定面積	指定期間	備考
4	富山市	極楽坂山	1,900	3年	
	富山市	卯花	1,790		
	富山市	加賀沢	600		
	高岡市	勝木原・花尾	1,330		
	氷見市	碁石	1,062		
	黒部市	荻生・若栗	870		
	南砺市	養谷	838		
		7箇所	8,390		
5	富山市	音川西	730	3	
	富山市	鍋谷	625		
	富山市	宿坊	190		
	滑川市	東福寺	920		
	小矢部市	津沢	1,572		
	南砺市	小原	968		
	南砺市	桑山	854		
		7箇所	5,859		
6	高岡市	中田	782	3	
	魚津市、滑川市	早月川	1,248		
	南砺市	栃原	1,079		
	上市町	極楽寺	878		
	立山町	大森	1,054		
	朝日町	境	1,200		
		6箇所	6,241		
7	富山市	神通川東	732	3	
	富山市	洞山	550		
	高岡市	五十里	920		
	氷見市	速川	965		
	南砺市	高坪	950		
	南砺市	南山田	825		
	入善町	横山	856		
		7箇所	5,798		
8	富山市	高清水	500	3	
	小矢部市	埴生	1,142		
	南砺市	東石黒	843		
		3箇所	2,485		
合計		30箇所	28,773		

特例休猟区指定計画

(第9表)

年度	指定所在地(旧市町村)	名称	指定面積	指定期間	備考
	すべての休猟区について、特例休猟区の指定をする。				

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

① 管理施設の設定方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界等が明瞭に分かるよう、標識等の設置及び管理を行う。

② 観察等利用施設の整備の方針

鳥獣の生息環境に配慮しながら、特に鳥獣の保護繁殖について効果が予想される保護区については、県民公園自然博物館（愛称「ねいの里」）、関係団体及び生物多様性保全推進モデル校の児童等の協力を得て、保護繁殖に必要な給餌、巣箱等の施設を設けるほか、食餌植物の植栽を行い、採取・営巣等の環境を整備する。また、河畔林など渡り鳥の移動経路になっている場所では、生息環境の整備を行うものとする。

③ 調査巡視等管理の方針

人の入り込みの多い「野鳥の園」や「ねいの里」等の保護区については、利用施設を整備するとともに、管理のための巡視を重点的に実施する。

また、野生鳥獣の種数の変化を継続して調査する。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第10表)

区 分	現 況	4年度～8年度
標識類の整備	新設及び更新鳥獣保護区等、 必要に応じて設置	同左

② 利用施設の整備

(第11表)

区 分	現 況	4年度～8年度
観察路、観察舎等の整備	野鳥の園 (L=5.7km) 自然博物館 (L=2.0km)	必要に応じて維持補修等を行う。
その他の施設等の整備	巣箱、 人工巣台	必要に応じて維持補修等を行う。

③ 調査、巡視等の計画

(第12表)

区 分		4年度～8年度
管 理 員 等 (鳥獣保護管理協力員等)	箇所数 (鳥獣保護区数)	40箇所
	人 数	50人
管理のための調査の実施		鳥獣保護区等の調査、巡視等に努める。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) キジの人工増殖

原則として鳥獣の人工繁殖を行わないが、放鳥事業を計画的に実施するため、必要があれば生産者等に対して指導を行う。

(2) ライチョウ等の人工増殖

全国的に生息分布が局限されている絶滅のおそれのある鳥獣等として、ライチョウ等の生息が確認されている。本県におけるライチョウの生息環境及び生息数は比較的安定しているが、生息数調査等を継続して行う。

また、富山市ファミリーパークでは、富山市が環境省から確認を受けた「ライチョウ保護増殖計画」のもとで2015年より環境省および（公社）日本動物園水族館協会と連携してライチョウの生息域外保全に取り組んでいる。

2 放鳥獣

(1) 方針

① 対象種についての考え方

狩猟者にとって主な狩猟鳥であるキジの増殖を図り、安定した捕獲数を確保するため、種キジを放鳥する。キジについては、第12次計画において毎年250～400羽程度放鳥してきたが、狩猟者の減少や高齢化、放鳥数の減少などにより、捕獲数は、平成27年度に842羽であったものが令和2年度は563羽まで減少している。そのため、県が実施する放鳥事業については、第12次計画において放鳥の廃止も含めて検討してきたところであるが、放鳥キジは狩猟経験の浅い者にとって主要な狩猟鳥となっており、放鳥が狩猟者の確保・育成にも寄与していることから、第13次計画においては放鳥を継続する。ただし、キジの捕獲状況や生息状況、事業効果等をみながら、引き続き、放鳥の廃止も含めて検討する。

② 放鳥事業の効果を高めるための取組、定着状況調査等

ア 放鳥場所は、現地の環境や生息状況を調査して選定する。

イ キジの種の混血を防ぐため、コウライキジの放鳥は行わない。

ウ 放鳥キジは、1か月以上の野化訓練をしたキジとし、放鳥は狩猟期前に実施する。

エ 放鳥の際には、野生化状況、移動範囲、繁殖データを得るための追跡調査が可能なように足環をつける。なお、装着は、回収のできる狩猟対象の雄のみとする。

③ 感染症等への対応等

放鳥キジは、負傷や疾病がなく、健全なものにする必要があるため、人工養殖場において病理検査済のものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画（第13表・第14表）

(第13表)

種類	放鳥の地域	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
キジ(羽)	休猟区等	240以内	240以内	240以内	240以内	240以内

(第14表)

種類	4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
	購入	その他	購入	その他	購入	その他	購入	その他	購入	その他
キジ(羽)	100以内	140	100以内	140	100以内	140	100以内	140	100以内	140

※その他は、（一社）富山県猟友会で購入し、放鳥する分である。

(3) 放獣計画

本県では、維持すべき地域個体群や絶滅のおそれのある獣類はいないため、放獣は行わない。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 許可基準に係る共通事項

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合は原則として許可しない。

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量、見回り並びに猟具の所有などについて付する。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付する。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付する。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなの使用に当たっての許可基準は次のとおりとする。

① はこわなを使用した方法

イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とした場合は、クマの脱出口（1辺30センチメートル以上、ただし、長辺は40センチメートル以上が望ましい）をはこわなの上面中心部付近に設けること。

② くくりわなを使用した方法

獣類（ツキノワグマを除く。）の許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートルを超えないものであり、締付け防止金具を装着したものであること。

イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とした場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、よりもどしを装着したものであること。

③ とらばさみを使用した方法

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。また、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

④ クマの捕獲を目的とする場合

原則として、はこわなに限ること。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素

材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 目的別の捕獲等許可の基準

2-1 学術研究を目的とする場合

学術研究を目的とする場合における捕獲等の許可の基準は、原則として次のとおりとする。

(第15表)

捕獲等又は採取等の目的		学術研究 (環境影響評価調査、被害防除対策事業等の個体追跡のための捕獲を含む。)	標識調査 (環境省の足環を装着する場合)
許可基準	許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者若しくは国若しくは都道府県から依頼を受けた者	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けたものから依頼された者を含む。）
	鳥獣の種類・数	研究の目的を達成するために必要な種類及び数。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合は、適切な種類又は数とする。	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者は、鳥類各種2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者は、同各1,000羽以内、その他の者にあつては、同各500羽以内とする。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
	期間	1年以内	
	区域	研究の目的を達成するために必要な区域	原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
	方法	次の条件に適合するものであること。 ・鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法でないこと。 ・殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥すべきでないことと認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕りとする。
留意事項	原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 ・個体識別の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ・電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ・電波発信機を装着する場合は、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。装着する標識が脱落しない仕様である場合は、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。	原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 ・足環を装着し放鳥すること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。	

※原則として、医学実験用に係る捕獲等又は採取等の許可は認めない。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

鳥獣の保護を目的とする場合における捕獲等の許可の基準は、原則として次のとおりとする。

(第16表)

捕獲等又は採取等の目的	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	傷病により保護を要する鳥獣の保護
許可基準	許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理協力員その他特に必要と認められる者	
	鳥獣の種類・数	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。	
	期間	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間。複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応する。	
	区域	申請者の職務上必要な区域	必要と認められる区域
	方法	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。	

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 基本的な考え方

① 検討会の開催

野生鳥獣の個体数管理を実施しながらも被害が軽減しない鳥獣について、その被害の発生状況を予測し、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対する適切な対応と被害の防除方法を確立するため、その生息実態や被害状況を把握し、学識経験者等から組織される検討会を開催し、この検討結果に基づき、関係者を指導する。

② 地元情報等の収集・活用

被害発生・防止等に的確に対応するために、地元の情報等を積極的に収集・活用していく。また、関係機関による情報の連絡体制を確立するとともに、連絡協議会等の設置を検討する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合における捕獲等の許可の基準は、原則として次のとおりとする。

捕獲等又は採取等の目的		第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整
許可基準	許可対象者	<p>1 許可対象者は、市町村が編成する有害鳥獣捕獲隊員（以下「捕獲隊員」という。）又は鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）又は法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 捕獲実施者は、原則として、銃器（装薬銃）を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）であって、3年以上の銃猟経験を有する者とし、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃猟経験が5年未満である者にあつては、銃猟経験が5年以上である者に同行し、その指導の下に捕獲を実施することができる。また、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であつて、次の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。</p> <p>ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。</p> <p>ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p>
	鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数
	期 間	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。捕獲対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は、避けるよう考慮する。
	区 域	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域
	方 法	<p>1 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。</p> <p>2 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しない。</p>

(3) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策等によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、有害鳥獣捕獲許可は例外的に認めるものである以上、その目的を達成するために必要最小限にとどめる。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ドバト、ウソ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの鳥獣についての捕獲等又は採取等の許可は、特に慎重に取り扱う。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあつては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図る。

イ 有害鳥獣の捕獲等又は採取等にあつては、科学的知見に基づいた個体数管理が可能と

なるよう、鳥獣の被害状況把握や生息実態調査の結果等を踏まえて、慎重かつ計画的に対応する。

カラス類については、全県的に被害等の発生状況の把握や生息実態調査を行い、効果的な被害防止対策や捕獲方法を検討・実施する。

ウ 生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲又は採取等の許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的に捕獲等又は採取等が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲・採取数等を調整するなど適正な捕獲等又は採取等が行われるよう計画的に行う。

ツキノワグマの個体数管理については、「富山県ツキノワグマ管理計画」に基づき、ゾーニングごとの基準を定める。

エ 事務手続については、県及び市町村が定める要領等に基づいて実施する。なお、権限許可を市町村に委譲している鳥獣の捕獲については、個別に実施する捕獲の結果が行政区域を越えて生息する鳥獣に対して過度の影響を及ぼすことがないように適切に取り扱う。

オ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進める。

2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合における捕獲等の許可の基準は、原則として次のとおりとする。

捕獲等又は採取等の目的	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止
許可対象者	<p>1 許可対象者は、原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、かつ、捕獲隊員、実施隊員、個人（捕獲隊員及び実施隊員を除く。以下同じ。）又は法人とする。</p> <p>ただし、個人への許可は、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等の大型獣類及びニホンザル以外の鳥獣を、銃器以外の方法で捕獲等又は採取等する場合に限る。</p> <p>2 捕獲実施者は、原則として、銃器（装薬銃）を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）であって、3年以上の銃猟経験を有する者とし、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃猟経験が5年未満である者には、銃猟経験が5年以上である者に同行し、その指導の下に捕獲を実施することができる。また、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のいずれかに掲げる場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。</p> <p>ア 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合</p> <p>(7) 住宅等の敷地内における被害を防止する目的で、当該住宅等の敷地内及び垣、さくその他これに類するもので囲われた場所において捕獲する場合</p> <p>(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合</p> <p>イ 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合</p> <p>ウ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合</p> <p>エ 法人に対する許可であって、次の条件を全て満たす場合</p> <p>(7) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。</p> <p>(ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>(エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p>
鳥獣の種類・数	<p>1 対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。</p> <p>2 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。</p> <p>3 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。</p>
期 間	鳥獣を捕獲するのに最も効果的な時期で、必要最小限の期間であること。ただし、原則として2か月を超えないものとする。捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は、避けるよう考慮する。
区 域	被害の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。
方 法	<p>1 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。</p> <p>2 鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しない。</p>

- 3) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合における鳥獣別の捕獲等の許可の基準は、原則として次のとおりとする。

(第19表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準						被害農林水産物等				
		方法	区域	時期	日数	1人当たり捕獲数	許可対象者		留意事項			
知 事	ツキノワグマ	銃器 はこわな 手捕り	第18表の とおり			1 頭	第18表の とおり	原則として 1 地区につ き1 頭。た だし、9 月 から11 月 末までにつ いては複数 頭の出没が みられる場 合は1 地区 2 頭までと する。	人畜被害 養蜂、果樹、 造林木等			
市町村長	ムクドリ	銃器								100羽	果樹、野菜	
	ヒヨドリ	銃器								20羽		果樹、野菜
	カラス類	銃器 わな								20羽	捕獲おりを 使用する場 合、1 許可 につき1,000 羽を超えない ものとする。	
	スズメ	銃器 網								100羽	網を使用す る場合3,000 羽	水稻、麦
	ドバト	銃器 わな								100羽		豆類、麦 糞汚染 鶏舎等
	ノウサギ	銃器 わな								20頭		造林木 広葉樹苗
知事又は 市町村長	その他の 鳥獣									必要最小 限	農林作物等	
知 事	鳥類の卵 の採取等									必要最小 限	建築物等の 汚染等	

② 鳥獣による被害発生予察表*の作成

第12次計画期間における捕獲の実績等に基づき、被害を及ぼした鳥獣ごとに被害状況、農林作物の作付状況、淡水魚の放流状況、鳥獣の生息状況等を勘案して作成したものが予察表である。

なお、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、カモシカについては、それぞれの管理計画によるものとする。

ア 発生地域、時期等の明確化

予察表においては、被害発生のある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等の発生地域、時期等を明らかにする。

イ 各種情報システムの活用

予察表に係る被害等の発生状況については、定期的に点検を行い、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に処理する。今後も捕獲実態の把握に努め、予察表の見直しに努める。

- (イ) 捕獲隊等には隊長を置き、その指導のもと隊編成による捕獲等又は採取等を実施する。また、捕獲等又は採取等の効果を高めるため数名ごとに班長を置く。
- (ウ) 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、事故防止について万全の対策を講じる。
- (エ) 隊長は、被害地の市町村、農林振興センター及び鳥獣保護管理協力員と密接な連絡をとり、被害状況を把握し、効果的な捕獲等又は採取等を行うよう努めるとともに、関係者と協力し、適正な捕獲等又は採取等がなされるよう捕獲隊員等を指導する。

2-4 その他特別の事由の場合

その他特別の事由の場合における鳥獣別の捕獲等の許可の基準は、原則として次のとおりとする。

(第21表)

捕獲等又は採取等の目的	博物館、動物園その他これに類する施設における展示	愛玩のための飼養	
許可権者	知事又は環境大臣	許可しない。	
許可基準	許可対象者		博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
	鳥獣の種類・数		展示の目的を達成するために必要な種類及び数
	期間		6か月以内
	区域		原則として、省令第7条第1項第7号イからチに掲げる区域を除く。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
方法	鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法でないこと。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
捕獲等又は採取等の目的	養殖している鳥類の過度の近親交配の禁止	その他公益上の必要があると認められる場合	
許可権者	知事又は環境大臣	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケースごとに判断する。	
許可基準	許可対象者		鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼された者
	鳥獣の種類・数		人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数
	期間		6か月以内
	区域		原則として、省令第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。
方法	網、わな、手捕り		

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関連する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

- ① 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された

外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。さらに捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。なお、クマについては頭蓋骨等を回収し、個体群動向の把握に努める。

- ② ツキノワグマを捕獲し、これを製品化する場合には、違法に輸入され、又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。
- ③ 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- ④ 錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用ができないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は違法となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

（2）従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

（3）危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

（4）錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマやカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマやカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状や餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

（5）捕獲用具への標識の装着

許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、見やすい場所に住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を掲載した標識の装着を行わせる。

（6）捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認められる場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種別、性別、捕獲物又は採取物等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させるなどして協力を要請する。

3-2 許可権限の市町村長への委譲

- ① 鳥獣の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲し、円滑に制度の運営が図られるよう努める。
- ② 捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号。以下「県規則」という。）等

及びこの計画に従った適切な業務の施行が行われるよう助言する。あわせて知事に対する許可事務の執行状況報告についても行うよう指導する。

- ③ 捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

3-3 鳥獣の飼養の適正化

(1) 方針

鳥獣の飼養登録権限については、市町村長に事務委譲しているが、市町村に対しては、鳥獣保護管理協力員による巡回、広報紙、パンフレット、講習会等を利用して、広く県民に対し、鳥獣の飼養登録制度の周知徹底を図るように指導を行う。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるよう指導を行う。

(2) 飼養適正化のための指導内容

市町村への指導に当たっては、次の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう配慮する。

- ① 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着登録証（足環）を照合・確認したうえで行うこと。
- ② 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認すること。
- ③ 装着登録証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

3-4 販売禁止鳥獣等

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が省令第23条^{*}に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急激な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

※省令第23条

- ・人工増殖した鳥獣でない場合 鑑賞等
- ・人工増殖した鳥獣である場合 鑑賞、放鳥、はく製、食用、羽毛の加工

3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区等に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための区域

鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための区域

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画（第22表）

(3) 特定猟具使用禁止区域指定計画内訳（第23表）

特定猟具使用禁止区域指定計画

(第22表)

区分	既指定特定猟具使用禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						計(B)
		4年度	5	6	7	8		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	61						
	面積(ha)	37,449						
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							
	面積(ha)							
合計	箇所	61						
	面積(ha)	37,449						

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					
4年度	5	6	7	8	計(C)	4年度	5	6	7	8	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増(△減)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
4年度	5	6	7	8	計(E)		
							61
							37,449
							61
							37,449

* 箇所数 (B)-(E)

面積 (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数 (A)+(B)-(E)

面積 (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	所在地（旧市町村）	名 称	指定面積	指定期間	備 考
4	富山市、滑川市	富山	8,533	令和 4年11月 1日から 令和14年10月31日まで	再指定
	南砺市	北山田	100		
	高岡市	とやま・ふくおか家族旅行村	167		
	富山市	婦中町自然公園	24		
	富山市	神通川	141		
			5箇所		
5	富山市	婦中	845	令和 5年11月 1日から 令和15年10月31日まで	再指定
	高岡市、射水市、富山市	富山新港	2,974		
	富山市	池多	83		
			3箇所		
6	小矢部市、砺波市、高岡市	小矢部川	2,179	令和 6年11月 1日から 令和16年10月31日まで	再指定
	富山市	水橋	19		
			2箇所		
7	南砺市	福光	100	令和 7年11月 1日から 令和17年10月31日まで	再指定
	富山市	下熊野	744		
			2箇所		
8	富山市	呉羽	828	令和 8年11月 1日から 令和18年10月31日まで	再指定
	高岡市	雨晴	106		
	高岡市	東五位・立野	115		
			3箇所		
合計		15箇所	16,958		

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画（第24表）

(3) 特定猟具使用制限区域指定計画内訳（第25表）

特定猟具使用制限区域指定計画

(第24表)

区 分	既指定特定猟具 使用制限区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用制限区域					
		4年度	5	6	7	8	計(B)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						
	面積(ha)						
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						
	面積(ha)						
合 計	箇所	0					
	面積(ha)	0					

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用制限区域						本計画期間に区域減少する特定猟具使用制限区域					
4年度	5	6	7	8	計(C)	4年度	5	6	7	8	計(D)

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具使用制限区域						計画期間中の 増(△減)*	計画終了時の 特定猟具使用 制限区域**
4年度	5	6	7	8	計(E)		
							0
							0

* 箇所数 (B)-(E) 面積 (B)+(C)-(D)-(E)
** 箇所数 (A)+(B)-(E) 面積 (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

特定猟具使用制限区域指定計画内訳

(第25表)

年度	指定所在地(旧市町村)	名 称	指定面積	指定期間	備考
		予定なし			

3 猟区※の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

- ① 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めること。
- ② 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- ③ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- ④ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

※猟区

入猟者数・入猟日・捕獲対象鳥獣の種類・捕獲数などについて管理者が独自の管理をすることができる有料の猟場

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域であって国が定める区域以外の区域について指定する。

(2) 指定計画

① 全体計画

(第26表)

年 度	指定猟法の種類	箇所数	面 積
令和4年度～8年度	鉛製散弾	1	118ha

②個別計画

(第27表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面 積	存続期間
平成17年度	鉛製散弾	神通川下流指定猟法禁止区域	118ha	平成17年4月1日～ (期間定めず)

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえるとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護の目標を設定していく。これに基づき、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て、総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護を広域的・継続的に推進し、もって、鳥獣の保護を図りながら、人と野生鳥獣との共生に資することを目的として策定する。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息域を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとし、第13次計画期間中においては、必要が生じた場合に策定を検討する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえるとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定していく。これに基づいて、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て、総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、もって、鳥獣の管理を図りながら、農業被害を防止し、人と野生鳥獣との共生に資することを目的として策定するものとする。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により顕著な農業被害等が発生し、人との軋轢が深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとし、第13次計画期間中においてはニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、カモシカについて策定する。

(第28表)

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成15年度	科学的な知見に基づくニホンザルの管理を行い、農林作物や生活環境への被害を軽減し、本県に生息するニホンザルの安定的な存続を図り、人とニホンザルとの共生を目指す。	ニホンザル	4年度～ 8年度	富山市、魚津市、滑川市、黒部市、上市町、立山町、入善町、朝日町
平成21年度	人身被害の防止と農林業被害の軽減並びに地域個体群の安定的な維持を図り、人とツキノワグマとの緊張状態のある共存関係を構築する。	ツキノワグマ	4年度～ 8年度	県内全域
平成24年度	豚熱 (CSF) の感染拡大と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指す。	イノシシ	2年度～ 5年度、 6年度～ 8年度	県内全域
平成26年度	農林業被害の防止及び生態系への悪影響を未然防止する。	ニホンジカ	4年度～ 8年度	県内全域
平成28年度	カワウの個体群管理を行い内水面漁業等の被害を軽減させ、人とカワウとの軋轢の解消を図る。	カワウ	4年度～ 8年度	県内全域
平成28年度	カモシカ個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害及び生活環境被害の発生を抑制する。	カモシカ	4年度～ 8年度	県内全域

3 計画の期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則としてこの計画の計画期間内の3～5年間で設定するものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を行う。

4 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

5 関係都道府県との連携

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して行う場合は、関係都道府県と協議を行うとともに、保護又は管理事業の一端を担うことになる計画対象地域に係る市町村と協議する。

6 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画として取りまとめ、公表するよう努める。実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
特定計画実施期間の 年度毎に策定	第二種特定鳥獣管理計画の 効果的な目標達成	ニホンザル カモシカ	1年間	市町ごとに策定

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、県は、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画において、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を定める。

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

本県においては、イノシシによる農作物被害が次第に増加し、農業従事者の生産意欲を減退させるなど深刻な問題となっている。また、かつて本県に生息していなかったニホンジカの生息数も、着実に増加しているものとみられる。

これまでも第二種特定鳥獣管理計画を策定して対策を進めてきたところであるが、今後さらに科学的な調査を進めるとともに、その調査結果をもとに計画的な管理を実施し、農林業被害と生態系への悪影響を未然防止するため、効率的・効果的な捕獲を推進することを目的とする。

(2) 実施期間

第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、原則として1年以内とする。なお、対象鳥獣の生態、地域の実業等、必要に応じて年度を超えることも検討する。

(3) 実施区域

富山県内全域とする。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績や個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定める。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努める。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

第二種特定鳥獣管理計画の整合を図るよう留意して定める。

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

富山県及び本県を所管する国の機関とする。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

本県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図るうえで、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(第30表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
ライチョウ	4年度～8年度	・ライチョウの保護を目的とし、生息数及び生息環境、生態の各調査や病理検査、標識調査等を実施する。	立山 (室堂平周辺)	4月～3月
		・ライチョウ保護対策の基礎資料とするため、県下主要山系で生息数調査を実施する。	立山、朝日岳、 薬師岳等	6月～7月
イヌワシ	4年度～8年度	・イヌワシの生息環境の保護と各種開発行為との調整を図ることを目的とし、必要に応じて文献及び現地調査も実施する。	南砺市 (旧上平村)	4月～3月
カラス類	4年度～8年度	・生息数、生息分布、被害発生状況等について、各関係機関等に対するアンケート及び現地調査を実施する。	県下一円	通年
その他	4年度～8年度	・生息数、生息分布、被害発生状況等について、各関係機関等に対するアンケート及び自動撮影カメラ等による現地調査を実施する。	県下一円	通年

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

本県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(第31表)

対象地域	調査年度	調査方法・内容
県下全域	4年度～8年度	① 過去の調査結果、鳥類保護団体等からの情報に基づき、原則として、ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来地について、その分布や生息環境の把握、保護対策検討のための調査が必要な箇所を把握する。 ② 上記の渡来地の中から調査可能な箇所を選定した上で、調査員を配置して、種ごとの個体数を把握する。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。

(第32表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容
キジ ヤマドリ	4年度～8年度	出合い数調査を実施する。
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ		狩猟者からの捕獲報告により、分布状況を把握する。

(4) 特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣については、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第33表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	区分
ニホンザル	4年度～ 8年度	・生息数、生息分布、行動状況等について現地調査を実施する。	特定鳥獣
ツキノワグマ	4年度～ 8年度	・生息数、行動域等について現地調査を実施する。	特定鳥獣
イノシシ ニホンジカ	4年度～ 8年度	・生息数、行動域等について現地調査を実施する。	指定管理 鳥獣
カワウ	4年度～ 8年度	・カワウの繁殖実態及び生息数の把握を目的とし、漁業関係者からの聴き取り及び現地調査を実施する。	特定鳥獣
カモシカ	4年度～ 8年度	・生息密度、行動域等について現地調査を実施する。	特定鳥獣

2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、有識者等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

県において、鳥獣保護管理法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。県はこの情報を鳥獣保護管理事業計画の策定等に活かすとともに、国に提供する。

3 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくりわなや箱わなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進め、普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払い等の技術の開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の開発を進め、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術の開発を進め、普及に努める。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

① 担当職員の職務

鳥獣行政担当職員は、鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護管理協力員の指導監督、司法警察員業務、狩猟免許業務、指定管理鳥獣捕獲等事業、有害鳥獣捕獲の指導、放鳥事業の指導、ライチョウ等希少野生鳥獣の保護対策、鳥獣保護センターの指導、保護団体及び狩猟団体の育成、各種調査の実施及び整理等の事務を行っている。

これらの事務を迅速、的確に処理するために、国等が開催する研修会等に参加して最新の知識・情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を密にして、鳥獣行政の円滑な執行に留意する。

② 研修会の開催

行政事務の執行効果を高めるため、鳥獣行政担当職員（市町村を含む。）を対象に適宜研修会を行い、専門的知識の習得、情報の共有等に努める。

(2) 設置状況

(第34表)

区 分	現 況			備 考
	専任	兼任	計	
(本庁) 生活環境文化部自然保護課	6	2	8	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護指導及び狩猟取締り、調査研究、鳥獣保護区の指定管理、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等に関すること。 鳥獣の救護に関すること。
うち専門的知見を有する職員	1	2	3	
(出先機関) 農林振興センター	0	8	8	<ul style="list-style-type: none"> 所長権限に属する有害鳥獣捕獲、市町村との連絡調整及び鳥獣救護に関すること。 鳥獣保護指導、狩猟取締り及び狩猟者登録事務に関すること。
うち専門的知見を有する職員	0	0	0	
合 計	6	10	16	
うち専門的知見を有する職員	1	2	3	

(3) 研修計画

鳥獣行政事務の執行効果を高めるため、担当職員は自己研鑽に努めるほか、出先の担当職員も対象にした次の研修会に参加し、専門的知識の向上を図る。

(第35表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
野生生物研修	国	夏秋	4回	全県	各1人	鳥獣行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得
市町村担当者会議	県	春秋	2回	県内	40人	鳥獣関係法令に関する研修 県・市町村職員
鳥獣行政担当者実務研修会	県	春	1回	県内	40人	ツキノワグマの被害防止、放獣に対する研修 県・市町村職員・民間

2 鳥獣保護管理協力員

(1) 方針

① 適任者の選任

第13次計画の実施に関する事務を補助するため、鳥獣の保護管理に熱意のある適任者を選任する。

② 配置の考え方

鳥獣保護区の指定数、狩猟者登録数、鳥獣の捕獲実施状況、保護思想の普及活動等の現況を勘案して、必要な人数を配置する。

(2) 設置計画

(第36表)

基準設置数 (A)	現況		年度計画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	4	5	6	7	8	計 (C)	充足率 (C/A)
44人	44人	100%	44人	44人	44人	44人	44人	44人	100%

(3) 年間活動計画

鳥獣保護管理協力員は、県設置要綱に基づき、次のとおり鳥獣行政の補助業務を行う。

(第37表)

活動内容	実施時期
鳥獣保護区、休猟区、指定猟法禁止区域等における鳥獣保護施設の管理	4月～翌年3月
猟場の視察及び狩猟者の指導	11月～翌年3月
鳥獣が及ぼした被害の評価及びこれに基づく鳥獣の捕獲	4月～翌年3月
鳥獣についての諸調査	4月～翌年3月
鳥獣保護思想の普及啓発	4月～翌年3月
その他鳥獣保護管理事業の実施に関する事務の補助	4月～翌年3月

(4) 研修計画

(第38表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護管理協力員会議	県	春秋	2回	県内	44人	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護及び狩猟関係法令等のほか、鳥獣判別、保護思想の普及啓発のための講義等を行う。 鳥獣保護管理に係る活動状況の報告等の機会を作り、研修効果を高める。

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣と人と同じ土地に共存していることから、人畜や農林業に被害を与える鳥獣との軋轢は避けられない状況にある。

鳥獣との軋轢が生じている地域では野生鳥獣の管理の強化が求められており、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効率的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行う、管理の担い手となる人材の確保及び育成に努める。

その一環として、本県では、野生鳥獣などの生態を踏まえて、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲などができる人材の確保及び育成を図り、そのための研修などに努める。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

本県でも増加しているイノシシ及びニホンジカの捕獲を担う認定鳥獣捕獲等事業者について、当該事業者になりうる者及びその従事者の育成・確保に努める。

(3) 研修計画

(第39表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
ツキノワグマ管理研修	県	随時	随時	県内	30人	・生態等に関する研修 ・狩猟者を対象
ニホンザル・イノシシ等対策研修	県	随時	随時	県内	各30人	・生態、被害対策等に関する研修 ・狩猟者も参加
わな猟免許フォローアップ研修	県	冬	3回	県内	200人	・わな猟の法令、実務に関する研修 ・わな猟免許所持者を対象
認定事業者等育成研修	県	通年	56回	県内	30人	・若手銃猟者を計画的に育成 ・レベルごとに初級・中級・上級の3段階での研修をOJT形式により実施

(4) 狩猟者の確保対策

鳥獣による人身被害や農作物被害等の人と鳥獣との軋轢に対応するため、狩猟者の有害鳥獣捕獲や個体数調整等における役割は今後も重要であるが、狩猟者は減少及び高齢化の傾向にある。このため、狩猟入門講座、初心者狩猟講習会等、一般社団法人富山県猟友会が実施する講習会への助成を行うとともに、狩猟免許試験の回数を増やすなど、狩猟者の確保を図る。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

① 鳥獣保護管理の拠点

本県では、昭和59年度に県民公園自然博物園（愛称「ねいの里」）に鳥獣保護センターを開設し、傷病鳥獣の救護にあたりるとともに、野化訓練状況の展示、解説による普及を図っている。今後は、鳥獣の管理を含めた調査研究を行い、科学的・計画的な鳥獣保護管理の総合的な拠点としての機能強化に努める。

また、鳥獣保護センターに持ち込まれる傷病鳥獣から得られるデータを蓄積しながら、人為的要因で犠牲となる鳥獣の実態把握に努める。

② 自然博物園センターとの連携

本施設は、自然博物園センターに隣接して設置されていることから、今後とも自然博物園センターとの連携を密にしながら、環境教育を始め鳥獣保護思想の啓発に努める。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第40表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
県民公園自然博物園鳥獣保護センター	昭和59年度	富山市婦中町吉住	112.52㎡ 県有地	・鉄筋コンクリート一部鉄骨金網造 ・平屋建て ・外壁はウッドシングル板	(既設) ・救護室：2室 ・飼育室：8室 ・猛禽類室：2室 ・水禽類室：2室 ・一般鳥類室：2室 ・獣類室：2室 ・野化訓練室	傷病鳥獣救護、鳥獣に関する相談、各種調査研究等を実施し、鳥獣保護管理の拠点とする。

5 取締り

(1) 方針

狩猟の適正化を図るため、過去5年間の違反事例について分析し、その結果に基づき、月別及び年度別重点事項を定める。取締りに当たっては、県警察本部、関係警察署と協力し、安全狩猟指導員（県猟友会が委嘱）を指導して、次のとおり取締りを強化する。

また、緊急出動については、警察と連携して対処し、鳥獣行政担当職員の動員体制を整備する。

(2) 年間計画

(第41表)

事 項	時 期
違反猟具（かすみ網、わな類）による鳥獣の捕獲	4月～6月、 10月～12月
狩猟期間中の違反及び無登録狩猟	11月～翌年2月
狩猟期間前後の違法捕獲	10月～11月、 2月～3月
鳥獣保護区、休猟区、指定猟法禁止区域、指定猟法制限区域を随時巡視	4月～翌年3月
有害鳥獣捕獲について、許可以外の鳥獣等の捕獲	4月～翌年3月
愛玩飼養目的の鳥類の捕獲及び販売	4月～11月
無登録飼養	4月～7月
毛皮業者、はく製業者に対する立入検査	11月～翌年2月
違法捕獲された鳥獣の加工防止のため、料理飲食店、仕出し屋等の立入検査	10月～12月
かすみ網の販売を取り締まるための立入検査	4月～翌年3月

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。

指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な措置を講じる。

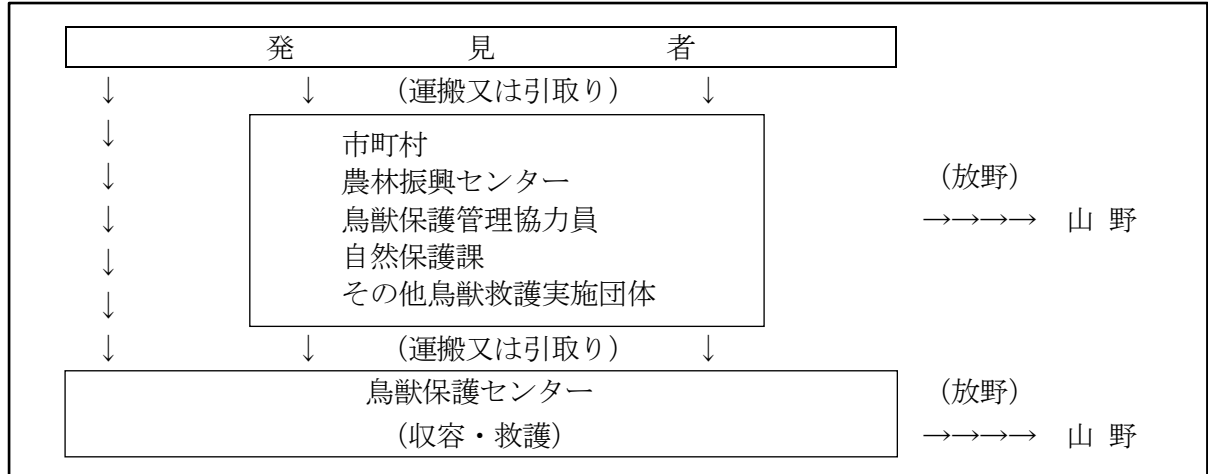
第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

1 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 保護体制の現状

人間活動が原因で傷病になった個体以外については、原則として自然の摂理に任せることとする。なお、人間活動が原因で傷病になった個体であっても放野不能個体等は受け入れない。

(第42表)



(2) 体制整備

今後とも、鳥獣保護センターを傷病鳥獣の救護施設の中心に位置付け、傷病鳥獣の救護を行うとともに、家畜保健衛生所と連携して、獣医師による人獣感染症の検査にあたる。

また、傷病鳥獣の放野の行事等において、一般のボランティア及びジュニアナチュラリストに協力を求めていく。

(3) 放野不能個体等の取扱い

放野不能個体等については、原則、鳥獣保護センターでは受け入れないものとする。また、放野不能個体等とは、①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物、②農林水産業や生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣、③傷病がひどく治癒の見込みがない①及び②以外の野生鳥獣とする。

なお、放野不能個体等の判断が難しい場合は、鳥獣保護センターにおいて獣医師と相談しながら取扱いを決定する。

2 油等による汚染に伴う救護体制

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が相互に情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、予め連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

3 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施するに当たっては、県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制西部に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他の感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

4 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての理解の促進

① 方針

鳥獣保護管理事業の円滑な推進を図るために、鳥獣保護思想の普及啓発のみならず、鳥獣管理の観点からも各種普及啓発事業を展開する。

ア 県民公園自然博物館（愛称「ねいの里」）や野鳥保護団体等と協力して各種事業を展開する。

イ 獣類については、観察会においてフィールド・サイン（足跡、糞、巣穴等）と生態、その生息と我々人間との関係について理解を深める。

ウ 鳥類については、特に、愛鳥週間に開催する行事を企画し、積極的に広報活動を実施する。その際には、単なる愛護精神だけでなく、生物多様性の保全に立脚した人と野生鳥獣との共生の必要性を訴えていく普及啓発を行う。

近年、海岸や湖沼、溪流等に釣糸が捨てられ、野鳥に絡みつ়くケースが見られることか

ら、釣人へのマナー遵守を啓発する。

エ 各種開発行為^{*}などによる現状変更に当たっての指導等は、アンブレラ種^{*}である猛禽類の生息に支障が生じないように、事業の着手前、実施期間中とも専門家の助言・指導を受けるよう展開する。

オ ペット等の遺棄によって、自然生態系の攪乱や農林水産業被害等をもたらすことがないように、関係部署と連携を図りながら遺棄防止について普及啓発を行う。

カ 「愛鳥週間行事」などの成果を展示するとともに、野鳥保護関係団体の育成に努める。

※鳥獣保護区特別保護地区における工作物の新築等、水面の埋立・干拓、木竹の伐採は、要許可行為とされている。ただし、1ヘクタール以下の埋立・干拓、住宅の設置等、鳥獣の保護に支障がない行為については、この限りでない。

※アンブレラ種とは、最も広い面積を必要とする猛禽類などのように、それを保全の対象とすることによって、より必要面積の小さな種が、傘の下でその恩恵を受けることができる。アンブレラ種は、その生存が保障されれば他の種の保全も実現できることから指標とされる。

(第46表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
県民公園 自然博物 園「ねい の里」	昭和 56年 度	富山市 婦中町 吉住	12.9ha 県有地	園内には、雑木林の間を ぬって、自然観察道が整 備され、四季を通じて野 鳥観察ができる。	(既設) ・自然観察道 2 km ・展示館 1 棟 ・休憩舎 1 棟 ・鳥獣保護センター	探鳥会の実施 や展示等によ り鳥獣保護思 想の普及を図 る。	
県民公園 野鳥の園	昭和 60年 度	富山市 三熊	73ha 県有地	農業用ため池の古洞池 周囲の森林周辺は渡り 鳥のルートになってお り、四季を通じて野鳥観 察ができる。	(既設) ・園路：5.7km ・駐車場：1,000m ² ・観察舎：1 棟 ・休憩舎：1 棟 ・つり橋：1 基 ・便所：1 棟	探鳥会の実施 等により鳥獣 保護思想の普 及を図る。	
富山新港 臨海野鳥 園「海王 バード パーク」	平成 8年 度	射水市 海王町	4.6ha 県有地	日本海に面した園内に は、池、ヨシ原、樹林地 が造成され、センター、 観察小屋、観察壁などか ら、四季を通じて野鳥が 観察できる。	(既設) ・園路：300m ・泥湿地外：1.68ha ・植樹帯：2.92ha ・観察センター：1 棟 ・観察小屋：1 箇所 ・観察壁：4 箇所	野鳥解説を行 う。	隣接する海 王丸パーク との連携を 図る。
富岩運河 環水公園 「バード サンク チュア リ」	平成 18年 度	富山市 湊入船 町	0.6ha 県有地	園内には、実が鳥の餌に なる木が植えられてお り、観察舎から、四季を 通じて野鳥が観察でき る。	(既設) ・観察舎：1 棟 ・植栽：実が鳥の餌に なる木を植栽 ・入り江、島など	野鳥の説明や 写真の展示	環水公園の 指定管理者 との連携を 図る。

(5) 生物多様性保全推進モデル校の指定

① 目的

小中学校の児童・生徒が野生生物に対する関心を高め、科学的観察に対する能力及び実行の精神を養うとともに、一般県民に対しても生物多様性の保全について効果的に普及啓発することを目的として、生物多様性保全推進モデル校を指定する。

なお、昭和50年から指定してきた「愛鳥モデル校」については、平成25年度に策定した「富山県生物多様性保全推進プラン」に基づき、野生生物全般の保全を推進することとしたため、平成27年度以降、「富山県生物多様性保全推進モデル校」（やせいの生きものふれあいモデル校）に見直しをしている。

② 指定

近年、小中学校の統廃合が進み、新たな指定が困難になっていることから、指定の実施は希望調査の結果によるものとする。

③ 生物多様性保全推進モデル校に対する指導内容

生物多様性の保全に関する図書、観察機器、展示品等を貸与するとともに、学校が主催する愛護事業に対して、県、鳥獣保護管理協力員等が巡回指導を行い、援助・助言を行う。

(6) 法令の普及徹底

① 方針

ア 担当者等への関係法規等の周知徹底

野生鳥獣に関する保護思想の普及・啓発を図るため、鳥獣保護管理協力員や市町村担当者に対してこの計画や関係法規等の周知を図り、一般県民への普及等に協力を求める。

イ 違反行為の分析と狩猟者への指導強化

第12次計画期間中に全国で確認された違反行為のうち、最も多かった違反行為は鳥獣保護管理法第38条第2項（住居集合地域等での銃猟禁止）の違反であった。今後も狩猟者への指導及び取締りの強化を図る。

ウ 一般県民への周知徹底

若齢鳥獣の拾得防止（「ヒナを拾わないで！」運動の推進）、捕獲規制制度への理解（かすみ網、くくりわな、とらばさみ等の使用規制を含む）、鳥獣飼養登録制度等、一般県民に関係のある事項について、ホームページ、ポスター、パンフレット、講習会等により、その問題点等も含め周知徹底を図る。

また、「ヒナを拾わないで！」運動等、学校教育への野生鳥獣に関する知識の普及を図る。

② 年間計画

(第47表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法令の普及	↔							↔						鳥獣保護管理協力員会議	鳥獣保護管理協力員
	↔													鳥獣行政担当者会議	市町村担当者
	←		→										パンフレット配布等	県民一般	
有害鳥獣捕獲	←		→										申請時に指導	市町村担当者	
狩猟制度全般					↔									狩猟者対象講習会	狩猟者